

# 輸出事業計画

## 輸出事業計画とは

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）

（輸出事業計画の認定）

第34条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、**農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「輸出事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。**

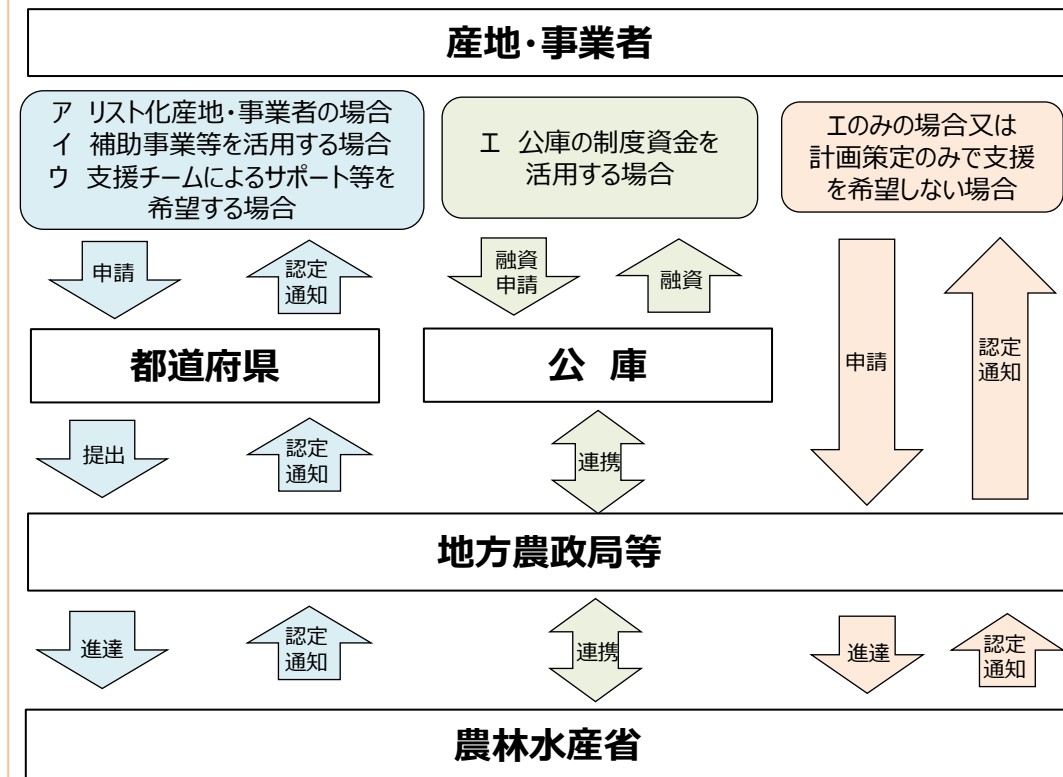
## 申請者の要件

- 輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人、団体（輸出に取り組む意欲のある者であれば申請可能）
- GFP登録者

## 計画策定のポイント

- 輸出ターゲット国のニーズを把握しているか
- 輸出に対応するための課題設定と取組方針が明確になっているか
- 輸出目標額の設定が、現在の商流又は今後の新たな商流の関係から適切か

## 申請手順



# 輸出事業計画認定のメリット

## 1. 認定を前提として事業の実施が可能

令和3年度補正予算：7事業、令和4年度当初予算：6事業において、輸出事業計画の認定が前提。

R3補正予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策、農産物等輸出拡大施設整備事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策、水産物輸出促進緊急基盤整備事業

R4当初予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業、グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業、食肉流通構造高度化・輸出拡大事業、食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業、木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

## 2. 関連事業における優遇措置（優先採択等）

令和3年度補正予算：10事業、令和4年度当初予算：17事業

において、輸出事業計画の認定を受けた者に対する優先採択、要件緩和、補助率の嵩上げ等の優遇措置を設定

## 3. 日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫による農林水産物・食品輸出促進資金融資

○ 食品流通改善資金（食品等流通合理化事業施設）

○ 食品産業品質管理高度化資金（HACCP資金）

上記資金を公庫から借り入れる事業者は、関係する資金に関する計画も輸出事業計画に盛り込む必要。

その場合、公庫への融資申請と地方農政局等への輸出事業計画の認定申請は、同時並行で行うことが望ましい。

## 4. 支援チームによるサポート

支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）が、輸出事業計画の認定を受けた者に対し、継続的・一元的なサポートを実施。

（参考）輸出事業計画関連webページ・・・輸出事業計画の認定規程、策定手引き、計画策定事例等を掲載

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html)

# 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

## ハード事業

※優先採択とは、審査に当たったポイントの加算等

(令和3年度補正予算)

### 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備等を支援。

### 2 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備等を総合的に支援。

## ソフト事業

### 1 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち

#### ① 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業のうち 分野・テーマ別海外販路開拓支援強化事業（要件緩和）

新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。

#### ② コメ・コメ加工品の輸出事業者が取り組む海外需要開拓等支援（優先採択）

コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①輸出事業者が輸出産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組の推進、②輸出拡大のために整備した精米施設・炊飯器等について、海外で求められる認証の取得等を支援。

### 2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策のうち

#### ① 海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業（優先採択）

輸出ターゲット国等において物流や小売等の企業も含む複数企業がコンソーシアムを形成して国内と海外市場の間の戦略的サプライチェーンを構築するための取組に対し、事業化可能性調査にかかる費用等を支援。

#### ② 水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を行う際に必要となる費用を支援。

### 3 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

#### 国際的認証取得等支援事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農業者等による有機JAS認証・GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や輸出向け商談、有機以外の農産物等の混入防止やGAP認証の取得に必要な農業機械リース、有機JAS認証・GAP認証普及等の取組を支援。

### 4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

#### ① 輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業（優先採択）

食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために要する経費を支援し、また、輸出先国の食品製造施設等の登録及びその維持に係る手続に関する制度の周知・相談対応等を実施。

#### ② 畜産物モニタリング検査加速化支援事業（優先採択）

E U等向けの畜産物の輸出に必要な牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・生乳・ケーシングの残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査、羊、山羊のモニタリング検査を支援。

### 4 輸出環境整備緊急対策事業 続き

#### ③ コメ・コメ加工品の規制対応等に対する支援（優先採択）

コメ・コメ加工品輸出に取り組む事業者に対して、中国向け精米輸出に必要なくん蒸等の海外規制等の対応に要する費用を支援。

#### ④ 植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）

優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。

### 5 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）

①有機JASやJFS規格認証のモデル実証を支援。

②フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。

### 6 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち

#### ① 木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援。

#### ② 木材製品等の輸出支援対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（優先採択）

C M、S N S等を活用したプロモーション活動を支援。

#### ③ 木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の販売促進活動支援（優先採択）

特用林産物の輸出先国へのプロモーション活動等を支援。

### 7 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

### 8 スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち 輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発（優先採択）

スマート農業と連携しつつ、輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を支援。

# 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

(令和4年度予算概算決定時点)

## ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

- 1 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) (優先採択)**  
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 2 農業農村整備事業等 (優先採択)**  
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の高上げ)**  
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 4 林業・木材産業成長産業化促進対策 (優先採択)**  
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 5 浜の活力再生・成長促進交付金 (優先採択)**  
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

## ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち**  
**フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業 (優先採択)**  
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち**  
**規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (優先採択)**  
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 (要件緩和)**  
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業 (優先採択)**  
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先的に支援)**  
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録(育成者権の取得)や侵害対策に係る経費等を支援。
- 6 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先的に調査)**  
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 7 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)**  
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。
- 8 持続的生産強化対策事業のうち**  
**茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業 (優先採択)**  
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶(抹茶原料)栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 9 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援**  
**①大規模契約栽培産地育成強化事業 (優先採択)**  
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。  
**②水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進) (優先採択)**  
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 10 農家負担金軽減支援対策事業(対象地区の拡大)**  
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 11 中山間地農業推進対策 (優先採択)**  
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 12 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**  
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。

# 農林水産物・食品輸出促進資金制度～輸出・海外展開に取り組む事業者の施設整備等を支援～

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法（※1）およびHACCP支援法（※2）に基づく認定計画とみなして融資を行うことで、農林水産業および食品産業の持続的な発展に資することを目的とした資金制度です。

※1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)※2 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

## < 事業の内容 >

### 1. 輸出事業計画の支援措置

#### (1) 公庫資金の特例（農林水産物・食品輸出促進資金制度）

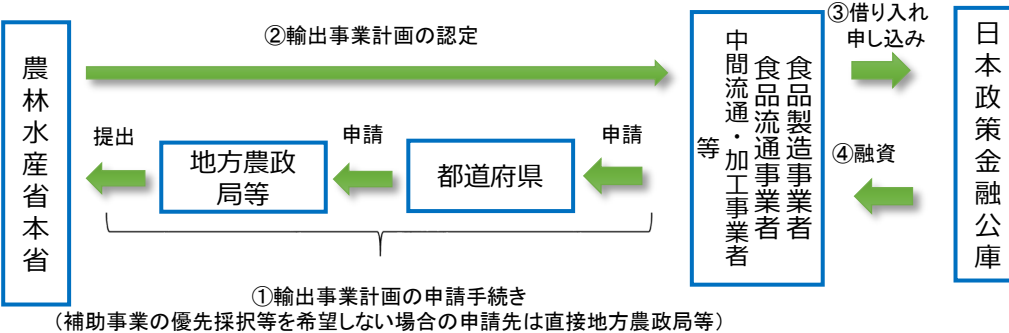
①食品流通改善資金（食品等流通合理化事業施設）  
 融資対象事業として、輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用に加え、輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用、海外現地子会社への出資費用などが追加されます。

②食品産業品質管理高度化資金（HACCP資金）  
 貸付金の最高限度額について、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する場合は、必要事業費の80%となります。

#### (2) 補助事業の優先採択

輸出事業計画を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、農林水産省が実施する各種ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象となります。

### 2. 事務手続きの流れ



## < 事業イメージ >

### 対象となる取組の例

#### 例1 国産茶葉を加工した抹茶を輸出

- ①加工場の建設費用
- ②輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用
- ③海外の新たな市場を開拓し、商流を拡大するための商談会の出展費用

#### 例2 国産酒米を使用した日本酒を輸出

海外現地に設立する子会社への出資に必要な費用

#### 例3 国産大豆を使用したしょうゆを輸出

- ①HACCP対応の加工場の建設費用
- ②輸出に向けた生産能力の向上を図るための設備増強にかかる費用

#### 例4 輸出事業者を支援する原料供給事業者を支援（中間加工事業者）

- ①主食用米や加工用米などを取り扱う米穀卸売業者への支援
- ②補助事業制度を利用した輸出用国産米供給のための低温倉庫などの建設費用
- ③供給する加工用米は、取引先の食品企業を通じて輸出

### 【お問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）(0120-154-505)  
 各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。  
<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>

なお、日本公庫では、ご融資による支援のほか、公庫資金をご利用のお客さまに対して、JETRO等の外部の専門家と連携した海外展開支援もあわせて行っています。

